

2023年8月10日

各 位

会社名 株式会社 キャンバス  
代表者名 代表取締役社長 河邊 拓己  
(コード番号：4575 東証グロース)  
問合せ先 取締役最高財務責任者 加登住 眞  
IR@canbas.co.jp

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2023年8月10日開催の取締役会において、当社の取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2023年9月26日開催予定の定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本制度導入の目的等

##### ① 本制度導入の目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下、「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

##### ② 本制度導入の条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与の為に金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様にご承認を得られることを条件といたします。

2016年9月27日開催の第17期定時株主総会決議において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、金銭による報酬ならびにストック・オプション等の金銭でない報酬とを合わせて年額120百万円以内、当社の監査等委員である取締役の報酬限度額は、金銭による報酬ならびにストック・オプション等の金銭でない報酬とを合わせて年額45百万円以内とご承認いただいております。

本株主総会では、本制度を新たに導入し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役について、それぞれ上記の報酬額の範囲内で対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬枠を設定することにつき、株主の皆様のご承認をお願いする予定です。

#### 2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

対象取締役に対して支給される報酬総額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、現行の報酬額の範囲内で年額60百万円以内、監査等委員である取締役については、現行の報酬額の範囲内で年額22百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年50,000株以内、監査等委員である取締役については年18,000株以内といたします。なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。

本制度により発行又は処分される譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から3年間といたします。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会、監査等委員である取締役については監査等委員会において、それぞれ決定いたします。

なお、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当兼口座管理契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

以上